

令和4年8月 第6回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年 8月 25日 (木)					
開催場所	小川町民会館 (リリックおがわ) 会議室1・2					
開催時刻宣告者	午前・午後 1 時 30 分 小川町農業委員会会長					
閉会時刻宣告者	午前・午後 2 時 04 分 小川町農業委員会会長					
議長	山田 富子 (会長)					
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13 副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14 会長	山田 富子	出席 欠席
	出席委員	13名			欠席委員	1名
法第29条により出席した 農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一			八和田	永島 和夫
	大河	荒井 茂		坂田 辰夫		
		新井 實一				
出席委員	9名					
議事参与者	氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要	
				岡部 孝一	事務局長	
				浅見 健一	次長	
				森澤 千紘	主査	

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議案第2号 農地法第3条第2項第5号における別段の面積の設定について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和4年度8月第6回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時30分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号7番「河村恵」委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号8番「田下三枝子」委員、10番「永田宏」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、を上程いたします。今月は2件の申請がありました。はじめに申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第2号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について「東松山税務署より、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について問い合わせがあったので、その回答について意見を求める」とのことです。

今年度初めての案件ですのでこちらの案件につきまして少しご説明いたします。農地の納税猶予の特例は、農地を相続、または贈与された後継者に対して、農地に係る相続税または贈与税の納税を猶予する制度です。本日お配りした「平成30年度税制改正（抜粋）」という資料をご覧ください。この特例の適用は、後継者が農業を続ける、または管理することが条件となります。農業を続ける期間は現在市街化調整区域においては終身営農、市街化区域農地については20年営農が条件となっております。

市街化区域は、20年間営農または管理をし続けると相続税または贈与税が免除になります。

また、調整区域においては終身営農が条件となっておりますので、生涯管理し続けていれば税金が免除される制度となっております。

平成21年度の税制改正以前は、市街化区域、調整区域共に20年営農で自分で耕作、管理していることと定められておりましたが、改正後、調整区域については終身営農が条件となり、利用権の設定で他の方が管理することも認められるようになりました。

小川町での農地の相続税の納税猶予の適用状況についてですが、対象者は5名、適用筆数27筆、合計面積10,479㎡ですべてございます。

本件は東松山税務署長より納税猶予の特例を受けている農地について1筆ごとに利用状況を回答してほしいという依頼によるものです。今回は、先ほどご説明した平成30年度法改正より前に設定されたものであり、相続税猶予満期20年目を迎える、2名3筆が調査対象となっております。

事務局

この回答についてですが、利用状況の区分として

- 1、自ら所有し、自ら農地として使用している。（耕作準備状態も含めます）
- 2、自ら農地として使用していない。（農地以外に転用している場合（無断転用含む）利用権等を設定し他人に貸し付けている場合、など）
- 3、譲渡等により、現在所有していない。
- 4、その他（荒廃農地になっている、草刈りだけの保全管理等）

以上4つのいずれか1つに該当するところに○をつけて回答いたします。

なお、調査対象農地3筆について、転用許可を受けたもの、または転用届出が出ているものはありません。また、利用権等の設定により、他人に貸し付けている農地もありません。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

（申請番号1番について説明）

以上2筆です。調査区は小川地区になります。以上内容説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

1 番中野委員

議席番号1番の中野が報告いたします。

8月20日午前9時に埼玉伝統工芸会館駐車場に集合いたしまして、農業委員1名、推進委員3名、合計4名で現地確認を行いました。

申請地2筆の利用状況を確認したところ、共に1番の自ら所有し、自ら農地等として使用しているという結果でございました。以上報告いたします。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

（質疑なし）

議長

質疑がないようですので、採決に入ります。

調査担当より申請番号1番について1番の自ら所有し、自ら農地等として使用していると報告がありました。調査担当の報告のとおり回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、申請番号1番について、報告の通り回答することで承認されました。ありがとうございました。

つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、申請番号2番につきまして説明させていただきます。

（申請番号2番について説明）

- 事務局 以上1筆です。調査区は小川地区になります。以上内容説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。
- 議長 それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 1番中野委員 議席番号1番の中野が報告いたします。
申請地の利用状況を確認したところ、自ら所有し、自ら農地等として使用しているという1番に該当していると判断いたしました。以上報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- 3番関口委員 議席番号3番の関口です。
20年間、毎年この案件については農業委員会で審議するのでしょうか。
- 事務局 今までの20年要件のときは、一番初めの設定するときに農業委員会で諮って猶予について決定をします。その後20年間は特に調査等はいたしません。20年後に税務署から状況について問い合わせが来ますので、農業委員会の回答によって免除になるかを税務署が判断いたします。
なお、平成17年以降の相続については、3年ごとに調査が来ますので、3年ごとに農業委員会で諮って税務署に回答することになっています。
相続税が発生しない場合は、もちろん猶予の申請をしないと思われ。しかし、相続税が発生してしまう場合には猶予を受けるかどうか選択でき、受ける場合には農業委員会の総会で諮ることとなります。また、猶予を受ける土地、受けない土地も選べます。
特に市街化区域に農地を所有されている方が猶予を受けることが多い状況です。
- 議長 他に質問、意見のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
(質疑なし)
- 議長 質疑がないようですので、採決に入ります。
調査担当より申請番号2番について1番の自ら所有し、自ら農地等として使用していると報告がありました。調査担当の報告のとおり回答することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、申請番号2番について、報告の通り回答することで承認されました。ありがとうございます。
次に、日程3、議案第2号「農地法第3条第2項第5号における別段の面積の設定について」、を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第2号、農地法第3条第2項第5号における別段の面積の設定について「農地法第3条第2項第5号における別段の面積の設定について承認を求める」とのことであります。

研修テキスト②の11ページから下限面積要件のことが記載されています。

まず、確認ですが、農地を耕作目的で取得するための農地法第3条の許可には、「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「下限面積要件」「地域との調和要件」という4つの条件があります。

今回は、その中の「下限面積要件」についての確認となります。

「下限面積要件」とは、農地を取得する際に必要となる経営農地の面積です。

農地の権利を取得する場合、都府県は50a以上、北海道は2ha以上の農地を耕作等する必要があります。

ただし、下限面積は、地域の実情を踏まえて、農業委員会が「別段の面積」を設定して、公示したときは、その面積が下限面積とすることができます。

別段の面積の設定基準は「設定区域内において、定めようとする面積未達の農業者の数が、当該設定区域内の農業者の総数のおおむね100分の40を下がらないよう算定されるものであること」とされており。

議案の参考資料を見ていただくと小川・大河・竹沢については現行30aとなっていますが、30a未満の経営体の数が、それぞれの地区の総数の4割を超えています。4割の目安としてはその下の「各地区農業経営体数の4割の経営体の耕地面積」をご覧ください。小川地区115経営体、大河地区158経営体、竹沢地区97経営体となります。この4割以上の経営体数が30a未満に属していますので、この3地区については下限面積が30aまで下げられることとなります。

一方、八和田地区の4割の経営体数は197経営体ですが、この数を満たすには50a未満の経営体まで幅を広げなければなりません。よって、八和田地区については都道府県の下限面積50a以下には下げられないこととなります。

この別段の面積について、毎年1回地域の経営規模を見て、面積が適正かどうかを確認しなければならないとされており。

以上、説明とさせていただきます。よろしくおねがいたします。

議長

それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

3番関口委員

議席番号3番の関口です。

八和田地区ですが、現状では100a以上の経営耕地面積を有している農家が107件いますが、利用権を設定している方が多いと思われます。しかし、数年後は農地を返却する方が多くなると思われますので、そのようになった場合は八和田地区も下限面積が下がる可能性があるのでしょうか。

事務局

可能性としてはないことはありませんが、この下限面積は耕作している面積だけではなく、所有している面積も含まれていますので、農地の面積自体が広い八和田地区では下限面積が下がることは難しいと思います。

議長

他に質問、意見のある方は挙手をお願いします。

- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑対応)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第2号について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので議案第2号については可決、承認されました。ありがとうございました。
- 次に、日程4、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。
- 事務局 事務局です。報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、「申請人より農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので報告する」とのことです。
- (申請番号1番を報告)
以上です。
- 議長 ありがとうございました。
- 次に、日程5、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。
- 事務局 事務局です。報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので報告する」とのことです。
- (申請番号1番を報告)
以上です。
- 議長 ありがとうございました。
- 次に、日程6、報告第3号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について」を上程いたします。事務局より報告をお願いします。
- 事務局 事務局です。報告第3号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について、「申請人より農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出があったので報告する」とのことです。
- 事務局 (申請番号1番を報告)
以上です。
- 議長 ありがとうございました。
- つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

議長

(挙手なし)

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これもちまして令和4年度8月第6回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時4分です。